

# 療養病床から転換した介護老人保健施設における 介護職員の配置

## 1) 介護職員の人員に関する基準

- 介護老人保健施設 : 看護・介護職員で3 : 1  
※ 介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度を標準としており、この場合、介護職員の配置は、概ね4.2:1となる。
- 介護療養型医療施設 : 6 : 1

## 2) 介護療養型医療施設における介護職員配置の評価

- 介護療養型医療施設の施設サービス費である「療養型介護療養施設サービス費」は、
  - ・ 「看護6 : 1、介護4 : 1」の場合の「療養型介護療養施設サービス費 (I)」
  - ・ 「看護6 : 1、介護5 : 1」の場合の「療養型介護療養施設サービス費 (II)」
  - ・ 「看護6 : 1、介護6 : 1」の場合の「療養型介護療養施設サービス費 (III)」から構成されている。
- 上記それぞれの報酬が算定されている施設は、
  - ・ 「療養型介護療養施設サービス費 (I)」が 91.6%
  - ・ 「療養型介護療養施設サービス費 (II)」が 5.9%
  - ・ 「療養型介護療養施設サービス費 (III)」が 2.5%である。

(出典) 平成18年介護施設サービス・事業所調査 (厚生労働省統計情報部)